

第144期決算公告

平成18年6月30日

和歌山市七番丁24番地
株式会社 和歌山銀行
取締役社長 上野 隆司

第144期末（平成18年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	31,797	預 金	372,178
現 金	8,057	当 座 預 金	7,276
預 け 金	23,739	普 通 預 金	80,456
コ ー ル 口 ン	47,000	貯 蓄 預 金	375
買 入 金 銭 債 権	1,006	通 知 預 金	544
商 品 有 価 証 券	-	定 期 預 金	275,747
商 品 国 債	-	定 期 積 金	5,545
金 銭 の 信 託	3,500	そ の 他 の 預 金	2,233
有 価 証 券	43,820	コ ー ル マ ネ ー	117
国 債	24,617	借 用 金	5,000
地 方 債	2,326	借 入 金	5,000
社 債	5,084	外 国 為 替	9
株 式	1,218	売 渡 外 国 為 替	9
そ の 他 の 証 券	10,572	そ の 他 負 債	784
貸 出 金	266,317	未 払 法 人 税 等	53
割 引 手 形	4,002	未 払 費 用	287
手 形 貸 付	13,783	前 受 収 益	201
証 書 貸 付	235,881	給 付 補 て ん 備 金	1
当 座 貸 越	12,650	金 融 派 生 商 品	2
外 国 為 替	1,261	そ の 他 の 負 債	237
外 国 他 店 預 け	231	賞 与 引 当 金	130
買 入 外 国 為 替	704	退 職 給 付 引 当 金	163
取 立 外 国 為 替	324	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	542
そ の 他 資 産	1,835	支 払 承 諾	1,105
前 払 費 用	3	負 債 の 部 合 計	380,032
未 収 収 益	474	(資 本 の 部)	
金 融 派 生 商 品	5	資 本 金	17,268
そ の 他 の 資 産	1,352	資 本 剰 余 金	4,992
動 産 不 動 産	4,998	資 本 準 備 金	4,992
土 地 建 物 動 産	4,642	利 益 剰 余 金	10,968
保 証 金 権 利 金	356	利 益 準 備 金	102
繰 延 税 金 資 産	2,250	任 意 積 立 金	200
支 払 承 諾 見 返	1,105	当 期 未 処 理 損 失	11,270
貸 倒 引 当 金	13,935	当 期 純 損 失	12,330
		土 地 再 評 価 差 額 金	265
		株 式 等 評 価 差 額 金	633
		資 本 の 部 合 計	10,925
資 産 の 部 合 計	390,957	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	390,957

貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については、決算期末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6．動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～39年

動 産 4年～15年

7．自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

8．新株発行費は支出時に資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。

（追加情報）

平成15年3月期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）において、新株発行費は支出時に全額費用処理しておりましたが、当期は、商法に規定する最長期間（3年間）で均等償却する処理を採用しております。これは、新株発行費の支出の効果が当期以降の年度におよぶことから、より適正に各期の損益に反映させるためであります。この結果、従来の場合と比較して、当期純損失が21百万円減少しております。

9．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,561百万円であります。

11．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,404百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

15. 株式には、親会社株式153百万円が含まれております。

16. 子会社の株式総額 30百万円

17. 支配株主に対する金銭債務総額 5,001百万円

18. 子会社に対する金銭債務総額 49百万円

19. 動産不動産の減価償却累計額 5,222百万円

20. 動産不動産の圧縮記帳額 68百万円

21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,597百万円、延滞債権額は23,518百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は100百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,615百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は29,831百万円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、501百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,706百万円であります。

28. 為替決済、手形交換決済等の取引の担保として、有価証券16,690百万円、預け金273百万円、その他の資産19百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は356百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,349百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

31. 1株当たりの純資産額 209円58銭

32. 商法施行規則第92条に規定する「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金および株式等評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金および利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は11,070百万円であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額		百万円		
	当期の損益に含まれた評価差額		百万円		
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	11,840百万円	11,786百万円	54百万円	3百万円	58百万円
地方債	2,326	2,310	15		15
社債	1,118	1,106	12	3	16
その他	8,403	7,407	996	11	1,008
合計	23,689	22,610	1,078	19	1,098

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	105百万円	153百万円	47百万円	47百万円	百万円
債券	17,382	16,742	639	1	641
国債	13,270	12,777	493		493
地方債					
社債	4,111	3,965	146	1	148
その他	1,209	1,167	41	1	42
合計	18,697	18,064	633	51	684

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 売却益 売却損

17,770百万円 1,002百万円 73百万円
 35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	55百万円
関連法人等株式	百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,010百万円
追加型公社債投資信託	1,001百万円

36. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	895百万円	9,998百万円	17,730百万円	3,403百万円
国債		6,062	16,178	2,377
地方債	183	2,142		
社債	711	1,793	1,552	1,026
その他			198	9,372
合計	895	9,998	17,929	12,776

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託 3,500百万円

38. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,121百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが17,589百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純損失は85百万円増加しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

40. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）8.90%

第144期 [平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		11,269
資金運用収益	8,952	
貸出金利息	8,032	
有価証券利息配当金	863	
コールローン利息	3	
預け金利息	1	
金利スワップ受入利息	0	
その他の受入利息	51	
役務取引等収益	953	
受入為替手数料	355	
その他の役務収益	598	
その他業務収益	64	
外国為替売買益	8	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	48	
国債等債券償還益	3	
金融派生商品収益	2	
その他経常収益	1,298	
株式等売却益	953	
金銭の信託運用益	195	
その他の経常収益	149	
経常費用		21,780
資金調達費用	306	
預金利息	297	
コールマネー利息	4	
借入金利息	1	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	765	
支払為替手数料	88	
その他の役務費用	677	
その他業務費用	336	
国債等債券売却損	73	
国債等債券償還損	14	
その他の業務費用	248	
営業経費用	5,956	
その他経常費用	14,416	
貸倒引当金繰入額	8,688	
貸出金償却	5,495	
株式等売却損	0	
株式等償却	5	
その他の経常費用	225	
経特別利益		10,510
動産不動産処分益	231	
償却債権取立益	372	
経特別損失		124
動産不動産処分損失	16	
減損損失	85	
その他の特別損失	23	
税引前当期純損失		10,031
法人税、住民税及び事業税		46
法人税等調整額		2,251
当期純損失		12,330
前期繰越利益		959
土地再評価差額金取崩額		100
当期末処理損失		11,270

損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．支配株主との取引による費用総額 16百万円

3．子会社との取引による収益総額 1百万円

子会社との取引による費用総額 207百万円

4．1株当たり当期純損失額 198円98銭

5．当期より、「固定資産減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

当行は、管理会計上において継続的な収支の把握を行っている最小区分単位である各営業店、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。また本部、事務センター、社宅、厚生施設等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

このうち、以下の資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額85百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	遊休資産	土地	73百万円
〃	遊休資産	建物	2百万円
大阪府内	遊休資産	土地	9百万円

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」に基づく評価額に基づき算定しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2社
和銀ビジネスサービス株式会社
和歌山銀カード株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結関連法人等 社
持分法非適用の関連会社であった和銀ファイナンス株式会社は、平成 17 年 4 月に解散いたしました。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

(平成18年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	31,798	預 金	372,124
コールローン及び買入手形	47,000	コールマネー及び売渡手形	117
買 入 金 銭 債 権	1,006	借 用 金	5,000
商 品 有 価 証 券		外 国 為 替	9
金 銭 の 信 託	3,500	そ の 他 負 債	1,023
有 価 証 券	43,863	賞 与 引 当 金	133
貸 出 金	266,909	退 職 給 付 引 当 金	168
外 国 為 替	1,261	再評価に係る繰延税金負債	542
そ の 他 資 産	2,025	連 結 調 整 勘 定	6
動 産 不 動 産	5,024	支 払 承 諾	1,105
繰 延 税 金 資 産	2,266	負 債 の 部 合 計	380,232
支 払 承 諾 見 返	1,105	(少 数 株 主 持 分)	
貸 倒 引 当 金	14,318	少 数 株 主 持 分	253
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	17,268
		資 本 剰 余 金	4,992
		利 益 剰 余 金	10,940
		土 地 再 評 価 差 額 金	265
		株 式 等 評 価 差 額 金	629
		資 本 の 部 合 計	10,957
資 産 の 部 合 計	391,443	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	391,443

連結貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については、連結会計年度前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算出）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 6．当行の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～39年
動 産	4年～15年

連結される子会社および子法人等の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- 7．自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 8．新株発行費は支出時に資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。

（追加情報）

平成15年3月期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）において、新株発行費は支出時に全額費用処理しておりましたが、当連結会計年度は、商法に規定する最長期間（3年間）で均等償却する処理を採用しております。これは、新株発行費の支出の効果が当連結会計年度以降の年度におよぶことから、より適正に各連結会計年度の損益に反映させるためであります。この結果、従来の場合と比較して、税金等調整前当期純損失が21百万円減少しております。

- 9．当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,561百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実

績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

12．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,404百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

13．当行並びに国内の連結される子会社および子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14．当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

15．動産不動産の減価償却累計額 5,243百万円

16．動産不動産の圧縮記帳額 68百万円

17．連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。

18．貸出金のうち、破綻先債権額は1,608百万円、延滞債権額は23,646百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は113百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,617百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,986百万円であります。

なお、18．から21．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22．ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、501百万円であります。

23．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び外国為替は、売却又は（再）

担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,706百万円であります。

24. 為替決済、手形交換所等の取引の担保として、有価証券16,690百万円、預け金273百万円、その他の資産19百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は375百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,349百万円

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

27. 1株当たりの純資産額 209円07銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下31.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額	百万円			
	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	百万円			
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	11,840百万円	11,786百万円	54百万円	3百万円	58百万円
地方債	2,326	2,310	15		15
社債	1,118	1,106	12	3	16
その他	8,403	7,407	996	11	1,008
合計	23,689	22,610	1,078	19	1,098

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	155百万円	239百万円	83百万円	83百万円	百万円
債券	17,382	16,742	639	1	641
国債	13,270	12,777	493		493
地方債					
社債	4,111	3,965	146	1	148
その他	1,209	1,167	41	1	42
合計	18,747	18,150	597	87	684

なお、上記の評価差額から繰延税金負債15百万円、少数株主持分16百万円を差し引いた額 629百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
17,770百万円	1,002百万円	73百万円

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,023百万円
追加型公社債投資信託	1,001百万円

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	895百万円	9,998百万円	17,730百万円	3,403百万円
国債		6,062	16,178	2,377
地方債	183	2,142		
社債	711	1,793	1,552	1,026
その他			198	9,372
合計	895	9,998	17,929	12,776

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	連結貸借対照表計上額
	3,500百万円

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,702百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが21,170百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,955百万円
年金資産（時価）	1,189
未積立退職給付債務	765
会計基準変更時差異の未処理額	415
未認識数理計算上の差異	230
未認識過去勤務債務	49
連結貸借対照表計上額の純額	168
前払年金費用	
退職給付引当金	168

35. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純損失は85百万円増加しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.01%

〔平成17年 4月 1日から
平成18年 3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		11,568
資金運用収益	9,197	
貸出金利息	8,278	
有価証券利息配当金	863	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	1	
その他の受入利息	52	
役員取引等収益	947	
その他の業務収益	64	
その他の経常収益	1,358	
経常費用		22,111
資金調達費用	307	
預金利息	297	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
借入金利息	2	
その他の支払利息	2	
役員取引等費用	672	
その他の業務費用	337	
営業経常費用	6,129	
その他の経常費用	14,663	
貸倒引当金繰入額	8,846	
その他の経常費用	5,817	
経常損失		10,543
特別利益		606
動産不動産処分利益	231	
償却債権取立利益	374	
特別損失		124
動産不動産処分損失	16	
減損	85	
その他の特別損失	23	
税金等調整前当期純損失		10,061
法人税、住民税及び事業税		77
法人税等調整額		2,253
少数株主損失		56
当期純損失		12,335

連結損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり当期純損失額 199円44銭

3．「その他の経常費用」には、貸出金償却5,566百万円を含んでおります。

4．当連結会計年度より、「固定資産減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

当行は、管理会計上において継続的な収支の把握を行っている最小区分単位である各営業店、遊休資産については各資産をグルーピングの単位としております。また本部、事務センター、社宅、厚生施設等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

このうち、以下の資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額85百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	遊休資産	土地	73百万円
〃	遊休資産	建物	2百万円
大阪府内	遊休資産	土地	9百万円

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」に基づく評価額に基づき算定しております。